



2022年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク
代表者名 代表取締役社長 中橋 光男
(コード番号3946 東証プライム)
問合せ先 常務取締役 栗原 由行
TEL (03) 3213 - 6811

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の当社第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的について追加

当社がグループ会社と一体となり事業の拡大と今後の事業内容の多様化に備え、事業内容をより明確にするため第2条の事業目的について一部追加を行うものであります。

(2) 取締役、執行役員の機能強化

当社では、執行役員制度を改定して取締役と執行役員の機能を整理し、経営に関する意思決定と業務執行の迅速化・効率化をはかり執行役員が業務執行機能を担う体制に変更致します。それに伴い、現行定款第21条（代表取締役並びに役付取締役）において取締役に付していた社長、専務、常務などの役位を執行役員に付すことに変更いたします。併せて取締役の員数を現行定款第18条（定員）14名以内から12名以内に変更を行い、取締役の任期を現行定款第20条（任期）の2年から1年に短縮して株主の皆様からの信任の機会を増やすなかで社外取締役の増員をはかり、取締役会が高い透明性、公正性を確保し、迅速な意思決定と監督等の機能を強化してまいります。

現行定款第11条（招集）、第12条（議長）の株主総会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。現行定款第23条（取締役会の招集）の取締役会の招集権者および議長を社長に限定せず、取締役会の運営の柔軟性を確保し、透明で公正な運営を可能とするために新定款第22条（取締役会の招集権者および議長）において取締役会で予め定めた取締役とする旨、変更するものであります。

取締役会における決議方法の明確化と、近年のコロナ感染拡大を機としたリモート会議など多様な環境下での取締役会開催など、取締役会の運営の一層の効率化をはかることを目的に、今般会社法第370条に基づく決議（みなし決議）を導入する

こととするため、第 23 条（取締役会の決議）を新設するものであります。また、監査役会の決議方法の明確化のため、第 33 条（監査役会の決議）を新設するものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

(4) 当社は資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第 42 条（剰余金の配当等）及び第 43 条（配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 6 条（自己株式の取得）、第 41 条（期末配当金）および第 42 条（中間配当金）を削除するものであります。

(5) その他

上記の各変更に伴う条数および字句等の修正、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日（予定）

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (条文省略)</p> <p>8. 建築、土木並びに造園の設計、施工及びそれらの監理並びに請負に関する事業</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>10. 娯楽、スポーツ、観光等に関する事業並びにその他サービスに関する事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>11. 前各号に関する総ての事業及び之等に対する他人との共同経営並びに投資</p> <p>第 3 条 ～第 5 条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 7 条 ～第 10 条 (条文省略)</p> | <p>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (現行のとおり)</p> <p>8. 建築、<u>リフォーム</u>、土木並びに造園の設計、施工及びそれらの監理並びに請負に関する事業</p> <p>9. (現行のとおり)</p> <p>10. 娯楽、スポーツ、<u>宿泊</u>、観光等に関する事業並びにその他サービスに関する事業</p> <p>11. <u>損害保険代理業務並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務</u></p> <p>12. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>13. <u>総合リース業及び古物売買業</u></p> <p>14. <u>一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬並びに処理業</u></p> <p>15. <u>貨物自動車運送業、倉庫業</u></p> <p>16. 前各号に関する総ての事業及び之等に対する他人との共同経営並びに投資</p> <p>第 3 条 ～第 5 条 (現行のとおり)</p> <p>削除</p> <p>第 6 条 ～第 9 条 (現行第 7 条～第 10 条のとおり)</p> |

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎事業年度の最終日の翌日から3ヵ月以内に、又臨時株主総会は必要ある場合に、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。
取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

(議 長)

第 12 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。
取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示と
みなし提供)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(招 集)

第 10 条 当社の定時株主総会は毎事業年度の最終日の翌日から3ヵ月以内に、又臨時株主総会は必要ある場合に、代表取締役が招集する。代表取締役が複数選定されているときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従う。
代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

(議 長)

第 11 条 株主総会の議長は、前条の招集者がこれにあたる。

削除

(電子提供措置等)

第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 14 条 ~ 第 17 条 (条文省略)

(定員)

第 18 条 当社の取締役は14名以内とする。

第 19 条 (条文省略)

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役並びに役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、又、必要に応じその他の役付取締役若干名を選定することができる。

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

- ② (条文省略)

(新設)

第 13 条 ~ 第 16 条 (現行第14条~第17条のとおり)

(定員)

第 17 条 当社の取締役は12名以内とする。

第 18 条 (現行第19条のとおり)

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会はその決議によって代表取締役を兼務する社長執行役員1名を選定する。

第 21 条 (現行第22条のとおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の決議をもって定めた取締役が招集し議長となる。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

- ② (現行第23条②のとおり)

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

| | |
|---|--|
| <p>第 24 条 ～ 第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 33 条 ～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(執行役員の選任)</p> <p>第 39 条 当社は取締役会の決議により必要な執行役員を選任し、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>② 執行役員に関しては、取締役会において定める執行役員規程による。</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は株主総会の決議によって、<u>毎事業年度最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> | <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の議決の目的である事項につき、取締役会の議決があったものとみなす。</u></p> <p>第 24 条 ～第32 条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 34 条 ～第 39 条 (現行第33条から第38条のとおり)</p> <p>(執行役員の選任)</p> <p>第 40 条 当社は取締役会の決議により必要な執行役員を選任し、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>② 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</p> <p>第 41 条 (現行第40条のとおり)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当等) <u>第 42 条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(配当の基準日) <u>第 43 条 当社は、毎年3月31日または9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下配当金という。)をすることができる。</u></p> |
| <p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第 43 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> ② 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> | <p>(配当金の除斥期間) <u>第 44 条 配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> ② 未払の配当金には利息をつけない。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(附則) (電子提供措置等) <u>1. 定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第 13 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |